九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和5年2月6日)

8件 うち、1者応札第	指 共用会議室 本 たまみ (税理士)) 年 9 月 3 0 日 案件 2 4 件 手方が公益法人等の案件 0 件	
委員福西 武夫 (弁護士) 田川 里美 (ジャーナリスト審議対象期間令和4年7月1日~令和4年審議対象案件184件 うち、1者応札等 契約の相手 8件 うち、1者応札等	本 たまみ (税理士)) 〒9月30日 案件24件 手方が公益法人等の案件0件	
田川 里美 (ジャーナリスト審議対象期間令和4年7月1日~令和4年審議対象案件184件 うち、1者応札第 契約の相手8件 うち、1者応札第) 年 9 月 3 0 日 案件 2 4 件 手方が公益法人等の案件 0 件	
審議対象期間令和4年7月1日~令和4年審議対象案件184件 うち、1者応札第 契約の相手8件 うち、1者応札第	年9月30日 案件24件 手方が公益法人等の案件0件	
審議対象案件184件うち、1者応札第 契約の相手8件うち、1者応札第	案件24件 手方が公益法人等の案件0件	
契約の相手8 件うち、1 者応札乳	手方が公益法人等の案件0件	
8件 うち、1者応札第		
	安州の州	
抽出案件		
	(抽出率4.3%) (抽出率8.3%)	
	手方が公益法人等の案件0件	
(抽出率0		
工事 一般競争 3件 うち、1者応札領	案件1件	
	手方が公益法人等の案件0件	
公募型指名競争 0件		
案 指		
件 名 工事希望型競争 0件		
内		
訳 争 その他の指名競争 0件		
	安供 0 供	
	手方が公益法人等の案件0件	
業務 一般競争 1件 うち、1者応札第		
	手方が公益法人等の案件0件	
公募型競争 0件	1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	
名 簡易公募型競争 0件		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
争 その他の指名競争 0件		
公募型プロポーザル 0件		
随		
意 簡易公募型プロポーザル 1件 うち、1者応札第	案件 O 件	
	手方が公益法人等の案件0件	
約 標準型プロポーザル O件		
その他の随意契約の件		
一般競争 1件 うち、1者応札乳	案件 O 件	
契約の相手	手方が公益法人等の案件0件	
物品· 指名競争 O件		
2		
随意契約(企画競争・公募) 0件		
	要件 ∩ 件	
	手方が公益法人等の案件0件	
(特記事項)	1.74 公皿的八寸*7末日〇日	

委員からの	意見・質問 1. 令和 4 年度第 1 ・四半期入札方式別	回答等
意見・質問	発注状況について	
、それに対	7. II. W. W. II.	
する回答等	意見・質問なし	
	2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等	
	契約について	
	(1)抽出工事	
	①令和3年度筑後川下流右岸農地防災事業	
	芦刈1号線(芦溝工区)他工事	
	・入札執行調書で辞退者が多かったのは何	・本工事は一括審査方式であり、先に
	故か。	受注した業者は辞退していくことに
		なる。
		また、本工事の開札日以前に開札があった工事を受注した業者も辞退し
		- めった工事を支任した業有も肝感し - たと思われる。
		72 2 72.43 40 0 0
	・一括審査方式の工事はどれか。	・資料1ではP12~13の番号23、25、
		26の工事である。
	- ・応札してから辞退している業者があるの	 ・開札前に電子入札を行った者が、開
	は何故か。	札前に辞退したものである。
	・この工事だけ落札率99%と高くなった理	・応札した5者のうち入札辞退した者
	由は何か。	が3者あり、残った2者が予定価格
		に近い入札額となっている。 なお、これまでも類似工事を発注し
		ており、積算には標準歩掛及び他省
		庁の歩掛を適用するとともに、積算
		参考資料、単価を公表しているため
		高い精度での積算が可能であること
		から、このような結果になったと思
		われる。
	・他の工事の落札率と比べると10%近く高	・工事自体は、他の工事と同様にクリ
	いが工事の特殊性とかあるのか。	ーク整備工事である。
		また、資料1のP8の番号11のように
		同じく落札率99%の工事もある。
	②筑後川中流国営施設機能保全事業雲雀堰	
	ゲート設備等改修工事	

- ・応札者は1者だが、施工可能な者は何者いるか。
- ・57者あって参加者が少ないのは何故か。
- 業者のやり甲斐がないとのことか。
- ・競争参加資格の要件がなかった申請者は、 施工実績がなかったのか。
- ・うっかり書類の添付忘れの場合、再提出 は出来ないのか。
- ・業者は、入札が結果的に1者応札になる ことを途中で判るのか。
- ・1者応札であることは判らないまま入札をしているのか。
- ・今回のように書類の添付忘れは多いのか。

- ・九州管内で施工実績があるのは57者である。
- ・本工事は、既存鋼構造物施設の改修 整備であり、各社が創意工夫できる 範疇が少なかったことが参加者の少 ない理由と考えられる。
- ・価格競争において創意工夫により価格を下げる余地が少ないということである。
- ・提出を求めていた施工実績を証明する書類の添付がなく「資格なし」と なった。
- ・然り。入札説明書に書類の不備がある場合、再提出は認めないと記載している。
- 1 者応札になっていることは判らない。
- 然り。
- ・今年度は資料の不備で2件、昨年度 の局契では発生しておらず、稀な案 件であると考えている。
- ③令和3年度八代平野農業水利事業植柳幹 線水路(1-4工区)外改修工事
- ・今回の随意契約の進め方については、選 定順位上位から契約の意向を示した者に 見積書を提出して貰い、その見積金額が 予定価格を下回れば、契約を行うという ことか。
- ・今年度の随意契約は、何件あるか。
- ・不調により随意契約に至る案件は増加傾向にあるか。

- 然り。
- ・局契工事において、入札不調で随意 契約した工事は他に1件ある。
- ・入札不調による随意契約は、あまりないが、令和2年7月の豪雨災害の災害復旧に全力で取り組んでいる八代、人吉、球磨地域では入札不調の案件があった。今後は、減ってくる

	と考えている。
④筑後川下流福岡国営施設機能保全事業幹 線水路岩神線(久末工区他)改修工事 (第2回変更)	
・第1回変更は減額になっているが、その理由は何か。	・本工事は、3カ年の国債(国庫債務 負担)工事であり、各年度の工事量 に応じた限度額を支払うことになる が、この限度額を超えて増額するこ とが出来ないため、順番的に後にな る工事をその年度の工事内容から外 し、最終年度に復活させる予算上の 調整を行っている。
・第1回変更で水路延長が短くなったのはそのためか。	・然り。
・除外した第1回変更と復活させた第2回変 更で、鞘管工法と反転工法の延長が違うがそ の理由は何か。	・工事の実施にあたり管内測量を行ったところ、経年劣化により、反転工法の適用ができないたわみ量が判明したため、反転工法から鞘管工法に変更を行った区間がある。
・反転工法の材料輸送方法を航空便に変更しているが円安の影響とかはあったか。	・1~2年前のことであり、円安の影響は現在ほど大きくなかったと考えている。
・変更額が大きいが、予算を編成するとき、あ る程度の変更分も見込んでいるのか。	・予算要求する際に把握できるものは 反映している。
・見積り合わせは、具体的にどのように行うのか。	・官側で積算を行い、予定価格を作成 し、受注者が提出した見積書の金額 が予定価格以下であれば変更契約を 行う。
・双方で額の突き合わせは行わないのか。	・突き合わせは行わないが、変更契約 の度に見積資料として特別仕様書、 図面、数量、官側の積算の判る資料 等を提示している。
(2)抽出業務	
①令和4年度国営造成施設緊急整備対策調	

香大野川上流地区大蘇ダム浸透抑制効果 分析業務

- ・1 者応札の場合は、聞き取り調査を行うの か。
- ・1 者応札調査で類似の業務の実績がないと あるが、この業務は珍しい内容なのか。
- ・落札業者は過去に同様の実績があるか、技 術提案書の評価で確認しているか。
- ・今後もこの業務が続くようであれば、落札 したA社に対応能力があるので今後も受注 することになるのではないかと思われるが 他者が参入出来る入札方策を何か考えてい るのか。
- ・この調査業務は、今回で何回目か。 過去の業務も全てA社と契約しているのか。

- 他に検討委員会を設けているのか。
- ・今回の業務発注もダム安全性評価委員会の ・R 4年3月に開催したダム安全性評 専門家の意見を基に発注を判断したのか。

- 然り。
- ・ダムからの浸透が多く、用水の供給 に支障が生じている例は余りないの で、珍しい内容の業務と言える。
- ・予定管理技術者の業務執行技術力の 項目で「過去の業務実績、業務経験 」、企業評価の専門技術力の項目で 「成果の確実性」など確認している
- ・本業務では、過去の業務実績を求め ているが、浸透抑制検討の実績を求 めているのではなく、ダム設計等の 実績を求めており、公募条件を緩和 している。
- ・R元年に事業が完了して以降、課題 を解消するため、いろいろな業務を 継続して発注している。 例えば、今回の業務以外に河川の流 量観測調査や測量調査等を別の業務 として発注しているが、全てA社と 契約している訳ではない。
- ダム安全性評価委員会というものを R2年度に2回、R3年度に1回開 催している。今後の開催は未定だが 専門家の意見をいただきながら調査 を進めていく。
- 価委員会において今後の調査の進め 方を相談し、アドバイスを貰いなが ら業務発注内容を組み立てている。
- ②令和4年度地区調査上場地区用水計画策 定ほか業務
- か。
- ・今回の業務の落札率100%になる理由は何・本業務に関しては、標準的な歩掛か りがなく、経験のある業者から見積 を徴取して積算しており、その歩掛

かりについて、作業項目毎に職種、 人数、単価等を公表していることか ら、発注者と同等の水準で積算する ことが可能であり、落札率が高くな ったと考えられる。

- ・今回、2者の技術提案書のうち、評価点の 高い1者を採用しているが、技術提案書に 最低点とかあるのか。 また、2者とも点数が低い場合は、やり直
- ・技術提案書において、必要な資格要件があれば、評価点数に関係なく採用される。
- ・今回の業務は、創意工夫が必要とのことだ ・ 入札には参加できる。 が、例えば創意工夫がない、又は不足する ただ、今回の場合、集 場合でも入札に参加出来るのか。 する配点が高いので、
- 入札には参加できる。ただ、今回の場合、特定テーマに関する配点が高いので、そこをしっかり審査することができると考えている。
- ・仮に業者が2者共に特定テーマがE評価(0点)になった場合はどうなるのか。
- ・評価基準としては、技術提案の特定 テーマがE、D評価でも入札に参加 出来る。仮に業務を受注しても業務 成果の点数が低くなることが容易に 想像され、次の業務が受注出来ない リスクがあるので、しっかりとした 提案書が提出されると考えている。

(3)抽出物品·役務等

しをするのか。

- ・この役務は、合同庁舎の管理か。
- ・4カ所の官署が入居しており、九州 農政局が管理官庁になっている。
- ・入札執行調書を見ると調査基準価格が最低の入札額か。
- ・然り。 予定価格が1,000万円を超えている ので調査基準価格を設けている。
- ・調査基準価格の率が低い印象があり、予定価格の60%を超えればいいのか。 今回は落札率が64.3%であり、工事と比べて役務は落札率が低いものなのか。
- ・最低基準価格は、「その他請負契約」として、予定価格の60%としており、入札の金額がこのくらいに推移していると考えられる。

何故、調査基準価格が予定価格の60%かというと、60%を切ると実際に管理をして貰う際に余りにも安すぎる懸念があるので、会社の資力等を調査する必要がある価格として設定

		しており、調査の結果、問題なけれ ば契約することとなる。
・その基準はあるか。		・法令等で定めている。
・今回の管理業務は、人件費がると思うが賃上げは出来るの		・賃金が支払えるのかの話もあるので 調査基準価格を下回った金額で入札 した業者は、調査をした上で落札決 定をすることになる。
・調査基準価格の60%を超えて アリングは行わないのか。	いれば、ヒ	・60%を超えればヒアリングは実施しない。
・資料1の物品・役務の一覧表と落札率が記載されていない		・資料1は公表する資料となっており 予定価格を公表すると次年度以降の 契約、入札時に予定価格が推測出来 るため内容を非公表としている。
・次回より抽出案件依頼時は予札率を入れること。	定価格、落	・了解した。
②パーソナルコンピュータの 1,010式 (再リース)	の賃貸借業務	
・この再リースは、GSSを設 間を対応とのことだがGSS ければどうしていたか。		・5カ年国債を要求して新たにリース 契約を行うことになる。
・通常、再リースは行わないの)カゝ。	・行わない。
0 正库14)24347	Dan en en en	
3. 再度入札における一位不動物 意見・質問なし。	大祝 (こ^)(・)	
4. 指名停止について		
意見・質問なし。		
委員会による意見の具申又は勧告の内容無し		
[これらに対し部局長が講じた措置] 無し		

事務局:九州農政局総務部総務課

- (注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。
- (注 2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。